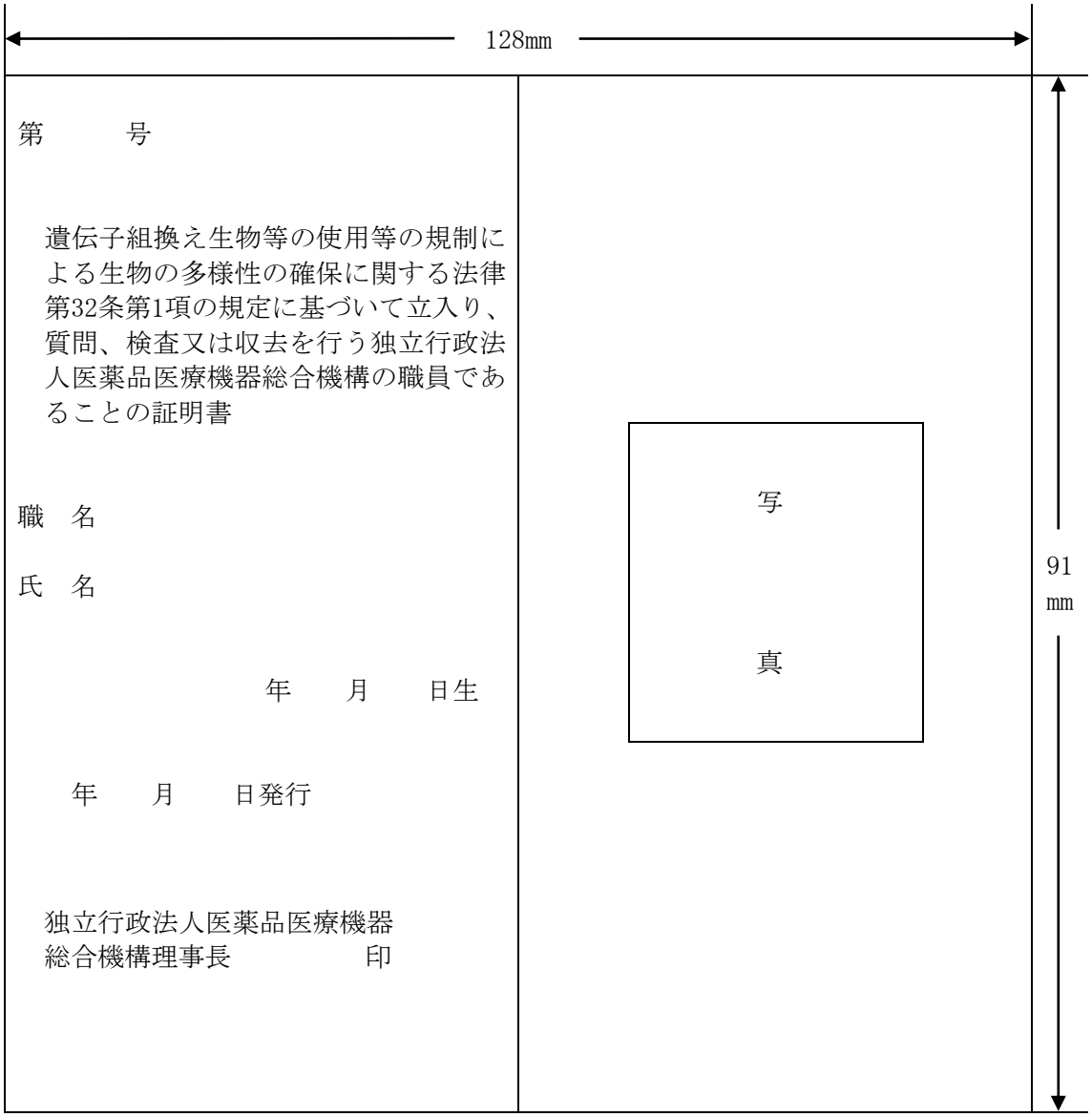
別記様式(第3条関係)

表


128mm
第　　号
遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第32条第1項の規定に基づいて立入り、質問、検査又は収去を行う独立行政法人医薬品医療機器総合機構の職員であることの証明書
職　名
氏　名
年　月　日生
年　月　日発行
独立行政法人医薬品医療機器
総合機構理事長　　印
写
真
91
mm

裏

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律抜すい （立入検査等） 第31条　主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、遺伝子組換え生物等の使用等をしている者、又はした者、遺伝子組換え生物等を譲渡し、又は提供した者、国内管理人、遺伝子組換え生物等を輸出した者その他の関係者がその行為を行う場所その他の場所に立ち入らせ、関係者に質問させ、遺伝子組換え生物等、施設等その他の物件を検査させ、又は検査に必要な最少限度の分量に限り遺伝子組換え生物等を無償で収去させることができる。 2　当該職員は、前項の規定による立入り、質問、検査又は収去(以下「立入検査等」という。)をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。 3　第1項の規定による立入検査等の権限は、犯罪捜査のため認められたものと解釈してはならない。 （センター等による立入検査等） 第32条　農林水産大臣、経済産業大臣又は厚生労働大臣は、前条第1項の場合において必要があると認めるときは、独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人家畜改良センター、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、国立研究開発法人水産研究・教育機構、独立行政法人製品評価技術基盤機構又は独立行政法人医薬品医療機器総合機構(以下「センター等」という。)に対し、次に掲げるセンター等の区分に応じ、遺伝子組換え生物等の使用等をしている者、又はした者、遺伝子組換え生物等を譲渡し、又は提供した者、国内管理人、遺伝子組換え生物等を輸出した者その他の関係者がその行為を行う場所その他の場所に立ち入らせ、関係者に質問させ、遺伝子組換え生物等、施設等その他の物件を検査させ、又は検査に必要な最少限度の分量に限り遺伝子組換え生物等を無償で収去させることができる。 一・二　略 三　独立行政法人医薬品医療機器総合機構　厚生労働大臣 2　農林水産大臣、経済産業大臣又は厚生労働大臣は、前項の規定によりセンター等に立入検査等を行わせる場合には、同項各号に掲げるセンター等の区分に応じ、センター等に対し、立入検査等を行う期日、場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。 3・4　略 5　第1項の規定による立入検査等については、前条第2項及び第3項の規定を準用する。 第43条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。 一　略 二　第31条第1項又は第32条第1項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者	